

# 令和 5 年度 枝幸町水質検査計画

## 目 次

1. 水質検査の基本方針
2. 枝幸町水道事業の概要
3. 原水及び浄水の水質状況
4. 水質検査地点
5. 水質検査項目と水質検査頻度
6. 水質検査方法
7. 臨時の水質検査
8. 水質検査結果の公表
9. 関係者との連携

### 1. 水質検査の基本方針

枝幸町は、水道法第4条の規定による水質基準を満たす安全で良質な水道水を供給するため、下記の基本方針に基づき、計画的に水質検査を実施します。

#### (1) 検査地点

水道法で義務づけられている水道水の検査を給水栓（蛇口）で行います。  
原水については、各浄水場の流入水で検査を行います。

#### (2) 検査項目

検査項目は、水道法で義務づけられた水質基準項目、及び枝幸町が独自に行なう項目とします。

#### (3) 検査頻度

水道法及び枝幸町の過去の検査結果等に基づいて、浄水場系統ごとの項目に応じて頻度を設定し検査を実施します。また、枝幸町が独自に行う項目については、自ら検査頻度を決定します。

### 2. 枝幸町水道事業の概要

表1 給水状況

区 分	内 容
事業体の名称	枝幸町水道事業 及び 枝幸町簡易水道事業
計画給水人口	10,907人
計画一日最大給水量	10,973立方メートル/日
一日当たり平均給水量	令和3年度実績 3,567 立方メートル

表2-1 枝幸地区浄水場施設概要

浄水場名称	枝幸浄水場 (水道事業)		枝幸南部浄水場 (簡易水道)
通水年度	昭和25年		平成10年
水源	北見幌別川水系 北見幌別川支流 ケモマナイ川	(第2水源) Iカウヰナ川水系 Iカウヰナ川	フーレップ川水系 フーレップ川
水利権 (立方メートル/日)	6,378 立方メートル		1,291 立方メートル
給水能力 (立方メートル/日)	5,740 立方メートル		2,059 立方メートル
主な給水区域	市街地、下幌別、岡島、 徳志別、問牧、目梨泊		山臼、乙忠部、風烈布、 音標、上音標
浄水方法	薬品沈殿 急速ろ過 塩素滅菌		薬品沈殿 急速ろ過 塩素滅菌
使用薬品	ポリ塩化アルミニウム 苛性ソーダ 次亜塩素酸ナトリウム 粉末活性炭		ポリ塩化アルミニウム 苛性ソーダ 次亜塩素酸ナトリウム

表2-2 歌登地区浄水場施設概要

浄水場名称	歌登浄水場	志美宇丹浄水場	本幌別浄水場
	(簡易水道)	(簡易水道)	(簡易水道)
通水年度	昭和57年	昭和61年	平成元年
水源	北見幌別川水系 北見幌別川支流 パンケナイ川	徳志別川水系 カウヰナ川支流 ツネオマナイ川	北見幌別川水系 北見幌別川支流 上流川
水利権 (立方メートル/日)	2,255 立方メートル	702 立方メートル	433 立方メートル
給水能力 (立方メートル/日)	2,050 立方メートル	730 立方メートル	394 立方メートル
主な給水区域	歌登東町、歌登南町、 歌登西町、歌登桧垣 町、歌登パンケナイ 歌登西歌登の全域と 歌登東歌登、歌登中 央のそれぞれの一部	歌登志美宇丹、歌登 大奮、歌登豊沃、歌 登上徳志別、歌登辺 毛内の全域と歌登東 歌登の一部	歌登毛登別、歌登本 幌別の全域と歌登中 央の一部
浄水方法	薬品沈殿 急速ろ過 塩素滅菌	薬品沈殿 急速ろ過 塩素滅菌	緩速ろ過 塩素滅菌
使用薬品	ポリ塩化アルミニウム 苛性ソーダ 次亜塩素酸ナトリウム 粉末活性炭	ポリ塩化アルミニウム 苛性ソーダ 次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム

### 3. 原水及び浄水の水質状況

#### (1) 北見幌別川水系 北見幌別川支流 ケモマナイ川及び エサシウエンナイ川水系 エサシウエンナイ川

枝幸浄水場はポロヌプリ山を源とする豊かな森林地域に囲まれたケモマナイ川及びウエンナイ川を水源としています。これらの河川水を取水し適切に浄水処理を行い、水質基準に適合した安全で良質な水道水を供給しています。

水源の上流部には、工場・農地（農家）・民家等が一切無く、水源が人為的に汚染されることは殆どありませんが、夏期になると藻類等の繁殖により取水口（ウェッジスクリーン）の目詰まり等の障害が起こる可能性があるため、取水量の低下防止のために水源の監視を定期的に行っています。また、豪雨等により急激な高濁度・高色度となる場合があり、融雪時には低濁度・高色度となることが多く、天候や気象の変化に合わせて浄水処理（薬品注入量等）には細心の注意をはらうこととしております。

#### (2) フーレップ川水系 フーレップ川

枝幸南部浄水場は黒岩山やシアッシリ山を源とする豊かな原生林に囲まれたフーレップ川の本流を水源としています。これらの河川水を取水し適切に浄水処理を行い、水質基準に適合した安全で良質な水道水を供給しています。

水源の上流部には、工場・農地（農家）・民家等が一切無く、水源が人為的に汚染されることは殆どなく、取水付近は一年を通して水量も豊富なこともあり、夏期の藻類等の繁殖もほとんどありませんが、取水量の低下防止のために水源の点検監視を定期的に行っています。また、豪雨等により急激な高濁度・高色度となる場合があり、融雪時には低濁度・高色度となることが多く、天候や気象の変化に合わせて浄水処理（薬品注入量等）には細心の注意をはらうこととしております。

#### (3) 北見幌別川水系 北見幌別川支流 パンケナイ川

歌登浄水場はポロヌプリ山を源とする豊かな森林地域に囲まれたパンケナイ川を水源としています。これらの河川水を取水し適切に浄水処理を行い、水質基準に適合した安全で良質な水道水を供給しています。

水源の周辺には、農地（農家）・民家はありません。奥地には、碎石場がありますが、濁度処理をしているので水源が汚染されることはありません。夏期になると藻類等の繁殖によりウェッジスクリーンの目詰まり等の障害が起こる可能性があるため、水源の監視が必要である。原水は、豪雨等により急激な高濁度・高色度となる場合があり、融雪時には低濁度・高色度となること多く、天候や気象の変化に合わせて浄水処理（薬品注入量等）には細心の注意をはらうこととしております。

#### (5) 徳志別川水系 オフタルマナイ川支流 ツネオマナイ川

志美宇丹浄水場は熊野岳や坊主山を源とする豊かな原生林に囲まれたオフタルマナイ川支流ツネオマナイ川を水源としています。これらの河川水を取水し適切に浄水処理を行い、水質基準に適合した安全で良質な水道水を供給しています。

水源の上流部には、工場・農地（農家）・民家等が一切無く、水源が人為的に汚染されることは殆どなく、取水付近は一年を通して水量も豊富なこともあり、夏期の藻類等の繁殖もほとんどありませんが、取水量の低下防止の

ために水源の点検監視を定期的に行っています。また、豪雨等により急激な高濁度・高色度となる場合があり、融雪時には低濁度・高色度となることが多く、天候や気象の変化に合わせて浄水処理（薬品注入量等）には細心の注意をはらうこととしております。

#### (6) 北見幌別川水系 北見幌別川支流 上流川

本幌別浄水場は屋根棟山や坊主山を源とする豊かな原生林に囲まれた北見幌別川支流上流川を水源としています。これらの河川水を取水し適切に浄水処理を行い、水質基準に適合した安全で良質な水道水を供給しています。

水源の上流部には、工場・農地（農家）・民家等が一切無く、水源が人為的に汚染されることは殆どなく、取水付近は一年を通して水量も豊富なこともあり、夏期の藻類等の繁殖もほとんどありませんが、取水量の低下防止のために水源の点検監視を定期的に行っています。また、豪雨等により急激な高濁度・高色度となる場合があり、融雪時には低濁度・高色度となることが多く、天候や気象の変化に合わせて浄水処理には細心の注意をはらうこととしております。

#### (7) 浄水

水道水は、これまでの検査結果によると、水質基準を十分満足していることが確認されており、安全で良質な水であると評価できます。

### 4. 水質検査地点

#### (1) 給水栓（蛇口）

各浄水場ごとに配水系統が分かれていますので、各浄水場系統（給水区）ごとに1箇所ずつの計5箇所で検査を行います。

#### (2) 浄水場及び原水

原水については、それぞれの浄水場の流入水を採水し、検査を行います。

各浄水場では、浄水処理が適正に行われていることを確認するため、水質自動計測器（常時監視式計測器）で原水（濁度等）、浄水（濁度・残留塩素等）の水質監視を行います。

### 5. 水質検査項目と水質検査頻度

#### (1) 水質検査項目

水質検査項目は、すべての浄水場（給水区）ごとに浄水については全項目（51項目）の検査、原水については消毒副生成物等を除いた項目（39項目）を検査します。また、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査も法令どおり行います。

#### (2) 検査頻度

##### ①浄水の検査

給水栓における水質基準項目の検査は、従来、全国一律に義務づけられていましたが、地域性を考慮し、水道事業体の状況に応じて検査頻度を減じることができることになりました。

ア 年1回実施する水質検査

すべての浄水場系統（給水区）ごとに、それぞれ51項目（全項目）と、水質管理目標項目のうち16項目の検査を実施します。

#### イ 3ヶ月ごとに実施する水質検査

枝幸給水区及び本幌別給水区については22項目、枝幸南部給水区については23項目、歌登給水区及び志美宇丹給水区については24項目の検査を実施します。

#### ウ 毎月実施する水質検査

枝幸給水区、枝幸南部給水区、歌登給水区及び志美宇丹給水区については、9項目の検査を実施し、本幌別給水区については13項目の検査を実施します。

（上記の各検査回数は、過去の検査結果から明らかに検出するおそれのない項目について、法令に従い検査頻度を減じております。）

#### ②原水の検査

原水の水質検査は、適切な水質管理を行う上で重要ですので、法令に従い年1回の全項目検査（39項目）を実施します。また、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、クリプトスポリジウム（オーシスト）検査、ジアルジア（シスト）検査、嫌気性芽胞菌（クリプトスポリジウム等指標菌）検査、大腸菌（クリプトスポリジウム等指標菌）検査を年1回実施します。

#### ③毎日検査項目

色及び濁り並びに消毒の残留効果は、1日1回以上検査します。

#### ④独自に検査する項目

独自に行う項目の検査は、水質管理の必要性に応じた頻度とします。

### 6. 水質検査の方法及び水質検査の委託

水質基準項目の検査方法は、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の規定に基づく告示（平成15年厚生労働省告示第261号）に示された検査方法により行います。それ以外の検査方法は、浄水試験方法によって行います。なお、水質検査の委託先は、水道法第20条3の規程による厚生労働大臣の登録を受けた検査機関となっております。

### 7. 臨時の水質検査

臨時の水質検査については次のような場合に行うこととします。

- （1）水源の水質の悪化が著しく、水源に異常があったとき。
- （2）水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき。
- （3）浄水処理過程で異常があったとき。
- （4）大規模な配水管工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。

(5) その他特に必要があると認められるとき。

8. 水質検査結果の公表

水質検査計画に基づき水質検査を行い、その結果は、水質基準との適合状況を含め、枝幸町のホームページで公表します。

9. 関係者との連携

本町は、水道水の安全性を確保していくために、河川管理者、本町関係各課、北海道稚内保健所生活衛生課（北海道宗谷総合振興局保健環境部保健行政室）及び道北地区の水道事業者（日本水道協会北海道地方支部道北地区協議会等）と連絡調整を行い、水質保全及び水質管理に万全を期していきます。

この水質検査計画についてのお問い合わせ先

枝幸町 水道課 上下水道係

〒098-5807 枝幸郡枝幸町本町432番地1

TEL 0163-62-1239 FAX 0163-62-4714